

放置艇対策におけるマリーナ等以外施設の整備状況と開放余地に関する研究
 ー千葉県漁港と港湾を対象とした調査ー

Research on the Current Status and Potential for Opening Facilities Other Than Marinas in Countermeasures
 Against Abandoned Boats

ーSurvey of Fishing Ports and Harbors in Chiba Prefectureー

○芦ヶ原治希¹, 寺口敬秀², 桜井慎一²

Haruki Yoshigahara¹, *Takahide Terakuchi², Shin-ichi Sakurai²

Abandoned boats pose a navigational hazard, so boats with known owners must be promptly and appropriately moored. Therefore, this study aimed to collect examples of "facilities other than marinas" at fishing ports in Chiba Prefecture and consider the appropriate form of facilities other than marinas, etc., based on their backgrounds. The survey identified five facilities other than marinas, etc. in Chiba Prefecture. It was found that many fishing ports struggle to separate these facilities from fishermen, even when they have established "facilities other than marinas, etc." Furthermore, even in fishing ports with open space, fishermen have priority, and many respondents stated that they have no plans to open them to pleasure boats.

1. 研究背景および目的

放置艇は船舶の航行障害や津波・洪水・高潮に伴う船舶の流出被害などの問題が懸念されており、国土交通省と水産庁では様々な計画が打ち出されている。これらの計画の中では、係留保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策を推進しており、すべての放置艇の解消を最終的な目標としている。著者らが行った放置艇対策に関する先行研究^[1]では、財政面の負担や空間確保が課題で放置艇対策を行うことが難しい水域管理者が多いことがわかった。そのため財政面に負担をかけず、係留保管能力を向上させる取り組みとして、「マリーナ等以外施設」が有効だと考える。マリーナ等以外施設とは、既存施設の一部を改修しない状態で、プレジャーボートの係留・保管場所として認めている施設のことを指す。著者らが行ったマリーナ等以外施設に関する研究^[2]では、中国・四国地方の港湾区域において、船舶所有者との調整や、空間選定に課題を持つ水域管理者が多いことがわかったが、全国的な実態は明らかになっていない。そこで本研究では、千葉県を対象とした調査を行い、マリーナ等以外施設の実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査方法

調査1として、千葉県の港湾・漁港の管理者に対してマリーナ等以外施設の現状を把握する調査を行った。調査2として、マリーナ等以外施設が確認できた漁港5港の管理者に対して整備内容などを把握するアンケート調査とヒアリング調査を行った(表1, 2)。

3. 港湾と漁港におけるマリーナ等以外施設の現状

調査1の結果を表3に示す。

表1 調査1概要

調査対象	千葉県の港湾・漁港管理者
調査方法	・E-mailを用いたアンケート調査 ・対面によるヒアリング調査
調査内容	・マリーナ等以外施設の有無 ・マリーナ等以外施設の管理について ・マリーナ等以外施設として開放可能な空間の有無 計3項目

表2 調査2概要

調査対象	千葉県管理の漁港3港, 市町村管理の漁港2港
調査方法	・E-mailを用いたアンケート調査 ・対面によるヒアリング調査
調査内容	・マリーナ等以外施設の係留可能隻数 ・マリーナ等以外施設の従前の利用用途 ・マリーナ等以外施設として開放可能な空間の有無 等計10項目

表3 港湾と漁港におけるマリーナ等以外施設の現状

	1-1. マリーナ等以外施設の有無	1-2. 施設の管理者	1-3. 開放可能な空間の有無
港湾	無し	/	無し
漁港	5港6か所		各漁港管理者

3.1 マリーナ等以外施設の現状と開放可能な空間の有無について

港湾管理者と漁港管理者に、マリーナ等以外施設の施設数を聞いたところ、(項目1-1)港湾では確認出来ず、漁港においては、5港で6か所確認することができた。マリーナ等以外施設を確認できた漁港において、係留施設の管理者について調査したところ(項目1-2)、すべての施設で各漁港を管理する区市町村が係留施設の管理も行っていることがわかった。マリーナ等以外施設として開放可能な空間の有無について聞いたところ(項目1-3)、港湾と漁港両方で確認できなかった。

4. 漁港におけるマリーナ等以外施設の整備内容

調査2の結果を表4に示す。

1: 日大理工・院(前)海建 2: 日大理工・学部・海建

表4 調査結果

管理者	漁港	2-1. 係留可能隻数	2-2. 従前の利用用途	2-3. 指定の背景	2-4. 工事の有無	2-5. 費用	2-6. 選定基準	2-7. 開放可能な空間の有無	2-8. 施設整備時の漁業者意見
千葉県	漁港 A	25	泊地, 岸壁	PB と漁船が漁港空間に混在し、漁業活動に影響があったため漁船と交錯しないように整備。	環の整備や係留に必要な紐の整備。	古いため分からない	漁港内で放置艇が多い場所	開放可能な空間なし。今後係留施設を拡大する予定もない。規制措置を用いて放置艇対策を行う。	漁港空間に放置艇が多く、漁業関係に支障が出てしまい、規制措置や撤去してきたが、効果が出ず致し方なく係留を許可
	漁港 B	55	防波堤						
	漁港 C	100	船溜まり						
市町村 1	漁港 D	64	漁船用棧橋	水門外に船舶を止める人が多いため、地場産業を守るため。	棧橋自体の整備を鉄製にするための再工事。	古いため分からない	古いため分からない	空間として係留施設を新設する場所はあるが、放置艇を受け入れる予定はない。	おそらくあったとおもう
市町村 2	漁港 E	21 (α 泊地)	物揚げ場	漁業者の高齢化に伴う漁港の活用方法及び地域の活性化を図るため。	工事なし	費用は掛っていない	PB の受け入れ可能なスペースがあるか	開放可能な空間はなし。放置艇については、実態調査の際に所有者に対する指導が行われており、今後も継続して県と連携していく。	漁船との事故やトラブルが心配
		15 (β 泊地)	防波堤						

4.1 マリーナ等以外施設の場所と係留可能隻数

マリーナ等以外施設が確認できた千葉県の 5 漁港において、マリーナ等以外施設の係留可能隻数を調査したところ (項目 2-1)、最も多い施設で 100 隻であり、最も少ない施設で 15 隻であった。

3.2 マリーナ等以外施設の従前の利用用途

マリーナ等以外施設の従前の利用用途 (項目 2-2) を調査したところ、「防波堤」が最も多く、2 施設で回答された。漁港 E では、ビジター受け入れ用の施設を物揚げ場、その他には、「岸壁」や「船溜まり」といった意見が得られた。長期契約のマリーナ等以外施設を防波堤に指定しており、漁業者以外にも利用形態によって係留者のすみ分けを行っていることがわかった。

3.3 係留場所指定の背景

係留場所選定の背景として (項目 2-3)、「漁業船とプレジャーボートの混在を防ぐため」が最も多く、2 管理者で確認された。漁港 E では、「漁業者の高齢化に伴う活用方法や地域活性化を図るため」といった放置艇対策以外の目的を内包した回答を得られた。

3.4 工事の有無と費用について

マリーナ等以外施設の指定に際して、工事を伴ったかの質問では (項目 2-4)、「工事を行った」が 2 管理者と最も多いことがわかった。また、マリーナ等以外施設指定の費用については (項目 2-5)、「整備された年代が古いため分からない」が最も多い回答であった。既存施設の一部をプレジャーボート用に改修した状態で係留を許可するマリーナ等以外施設だが、工事を行った漁港が多い結果となった。一方で漁港 E においては、工事実績も無く、費用も掛かっていないことから、マリーナ等以外施設が財政面に負担をかけずに係留保管能力を向上させる取り組みとして有効であることがわかった。

3.5 マリーナ等以外施設の場所の選定基準

マリーナ等以外施設の選定条件について調査すると、(項目 2-6) 県が管理する漁港においては、放置艇が多いところといった回答であった。漁港 E においては、受け入れ可能なスペースがあるかどうかといった回答が得られた。

3.6 新たに開放可能な空間の有無

船舶収容施設として開放可能な空間の有無を調査したところ (調査 2-7)、県が管理する漁港では「なし」と回答された一方で、市町村が管理する漁港では、どちらも開放可能な空間を確認できた。しかし、開放可能な空間はあるが、今後放置艇を受け入れる予定がある漁港は 1 港のみであった。船舶収容施設として開放可能な空間がない中で、どのように放置艇対策を進めていくか聞いたところ、県が管理する漁港においては、「船舶所有者や相続人への撤去要請の連絡や、規制措置を用いて漁港空間から追い出すようにする」といった意見や、市町村管理の漁港では「実態調査の際に所有者に対する指導を行っており、今後も県と連携していく」といった意見が得られた。

3.7 マリーナ等以外施設整備に関する課題

マリーナ等以外施設を指定する際には生じる課題としては、「既存の漁港施設を改修するのであれば、施設自体が古くなっているため、莫大な修理費用が必要になると考える。漁港であるため、漁船とプレジャーボートは係留施設を分けなくてはいけない。」といった意見を得ることができた。

【参考文献】

[1] 芦ヶ原治希・寺口敬秀・桜井慎一・鈴木陽斗：港湾区域における放置艇対策の現状と課題，日本建築学会（関東）学術講演梗概集 2024（海洋建築），p83-p84, 2024.7
 [2] 芦ヶ原治希・寺口敬秀・桜井慎一，放置艇対策としてのマリーナ等以外施設整備の可能性に関する研究—中国・四国地方における整備候補地の分析—，日本沿岸域学会令和7年度全国大会研究討論会，2025.7.12